

4 あいち森と緑づくり事業の概要

(1) 概要

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑を整備保全する。

(2) 事業計画期間

平成21年度から10年間 ~~(税期間は平成21年度から5年間)~~

(3) 事業の進め方

- 使途の明確化
 - ・あいち森と緑づくり基金を設置し、税収等を管理
 - ・あいち森と緑づくり基金条例により、使途を森と緑づくりに関する施策に限定
- 透明性の確保
 - ・有識者、活動団体代表、県民代表(公募委員)により構成されるあいち森と緑づくり委員会の設置
 - ・事業計画、事業の進捗、事業の成果の積極的公開
- 県民参加
 - ・地域の意向や県民参加による里山林、都市の緑の整備、植樹
 - ・都市と山村との交流

(4) 事業の内容

総事業費 220億円 (10年間)

分野 (事業費)	事業名	事業概要
森林整備 (110 億円) 113	人工林整備事業	・奥地、公道・河川沿い等の森林の間伐
	森林整備技術者養成事業	・技術者養成のための技能講習、実地研修等
里山林整備 (30 億円) 24	里山林再生整備事業	・里山林再生のための除間伐と簡易土留柵等
	身近な里山林整備事業	・地域住民、団体等による保全活用を前提としたモデル的整備 ・放置された里山林の整備
都市緑化 (60億円)	都市緑化推進事業	・市街化区域等の私有樹林地の市町村有地化及び緑地整備
		・私有地の敷地及び屋上、壁面等の緑化
		・公共施設の沿道等の街路樹の植替え等
		・県民参加の都市緑化活動
環境学習の推進等 (20億円) 環境活動等推進(6億円)	環境活動・学習推進事業	・多様な主体による環境保全活動・環境学習活動
	木の香る学校づくり推進事業	・公立小中学校の学習机・椅子等に愛知県産木材製品を導入
	愛知県産木材利活用推進事業	・間伐材の搬出促進や公共施設における木製ベンチの導入
普及啓発等 (17億円)		

5 あいち森と緑づくり事業計画

(1) 人工林整備事業

ア 趣旨

森林は土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止機能など多くの公益的機能を有している。本県でも森林の64%を占める人工林は、植栽から伐採まで非常に長い年月を必要とし、その間、樹木の成長にあわせて適期に手入れを行っていく必要がある。しかし、近年は木材価格の低迷などによる林業採算性の悪化等により、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから手入れ不足の人工林が増えており、このままでは森林の持つ公益的機能が低下し、県民生活に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。このため、森林所有者では整備が困難な森林を公的に整備することにより、森林の有する公益的機能を継続的に発揮し、県民の安全、安心、快適な生活に資することを目的とする。

具体的には、林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道・河川沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することにより、自然植生の導入を図り、針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、将来にわたって水源のかん養、土砂の流出防止等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導する。

また、整備により発生する間伐木については、できるだけ有効利用が図られるように働きかけていく。

イ 事業内容

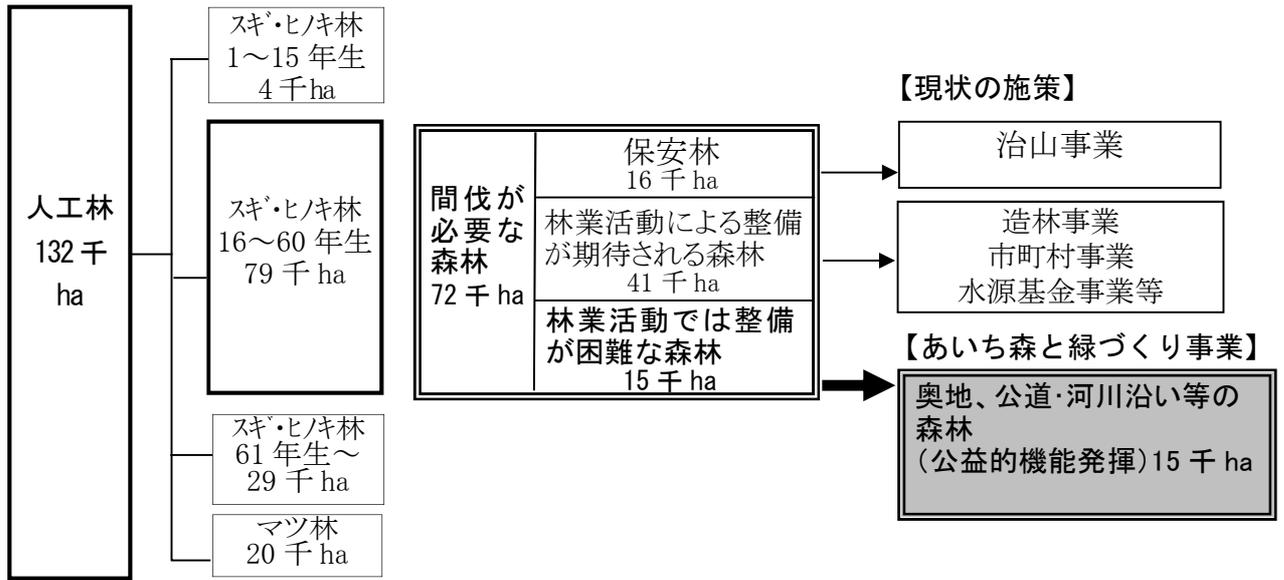
区分	事業対象地	内容	全体事業量
奥地	<ul style="list-style-type: none"> 林道等から遠く離れた森林（概ね300m以上） 16～60年生の杉、ヒキ人工林 公有林を除く森林 保安林を除く森林 	<ul style="list-style-type: none"> 調査、測量等 強度の間伐（原則40%以上） 伐採木の整理（作業性、安全性の向上、下層植生の進入促進等のため） 必要に応じて作業道の整備（作業効率向上等のため） 	ha 10,000
公道・河川沿い等	<ul style="list-style-type: none"> 公道・河川沿い等の森林（概ね100m以内） 16～60年生の杉、ヒキ人工林 公有林を除く森林 保安林を除く森林 	<ul style="list-style-type: none"> 調査、測量等 強度の間伐（原則40%以上） 伐採木の整理 必要に応じて伐採木の移動 （伐採木が道路、沢へ流出する危険がある場合等） 必要に応じて作業ポイントの設置（作業の安全性、効率向上等のため） 	ha 5,000

ウ 事業主体 県

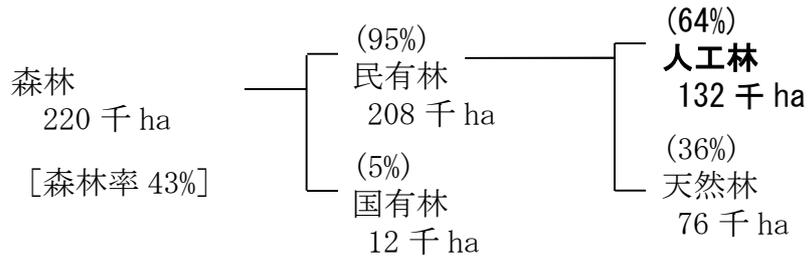
エ 協定の締結

事業の実施にあたり、原則として森林所有者の方と20年間の協定を締結する。協定の内容は、対象森林の皆伐禁止や転用禁止等。

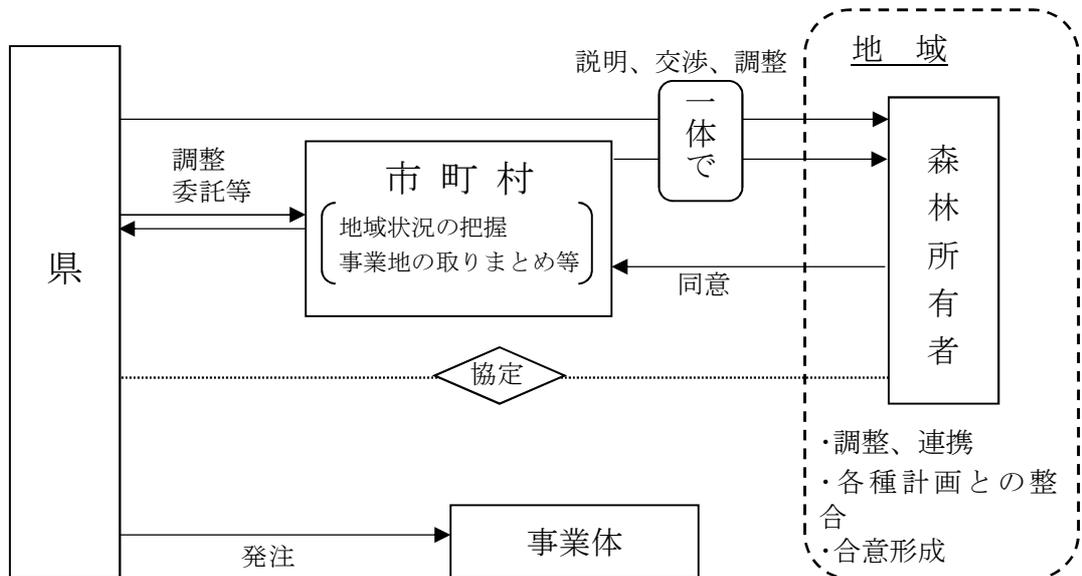
オ 事業対象森林の考え方



[参考：愛知県の森林の概要]



カ 事業の進め方



キ 事業対象森林

(面積：ha)

地域	市町村	奥地	公道・河川沿い等	計	
尾張	瀬戸市	0	5	5	
	計	0	5	5	
知多	美浜町	0	5	5	
	計	0	5	5	
西三河	岡崎市	460	650	1,110	
	幡豆町	0	30	30	
	幸田町	0	40	40	
	計	460	720	1,180	
豊田加茂	豊田市	2,500	1,650	4,150	
	計	2,500	1,650	4,150	
新城 設楽	設楽	設楽町	1,040	890	1,930
		東栄町	1,180	290	1,470
		豊根村	1,750	320	2,070
		計	3,970	1,500	5,470
	新城	新城市	2,820	960	3,780
		計	2,820	960	3,780
東三河	豊橋市	100	40	140	
	豊川市	150	80	230	
	蒲郡市	0	30	30	
	田原市	0	10	10	
	計	250	160	410	
計		10,000	5,000	15,000	

(2) 森林整備技術者養成事業

ア 趣旨

あいち森と緑づくり事業による森林整備の実施に伴い、これらに従事する人材を養成する必要がある。

人工林整備事業で整備する奥地人工林は樹木の密生した急峻地が多く、また公道沿い人工林は交通量が多いことに加えガードレールや電線等障害物があるなど、通常の森林整備より作業条件が悪いことが想定される。

このため、これらの森林整備に従事するために必要な技術・技能を短期間で習得させる研修を実施し、技術者の確保、育成を進める。

イ 事業内容

森林整備技術者養成研修の実施

研修内容及び日数

区分	内 訳	日 数
技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習 高所作業車運転技能講習 など	15
実技研修	密生人工林及び道際人工林の間伐実技	15
計		30

ウ 事業主体

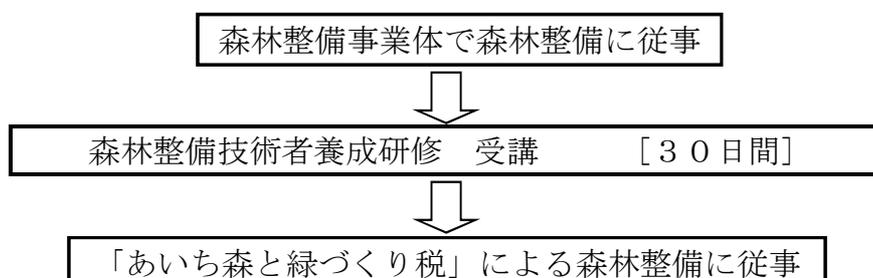
県

エ 全体計画

養成者数 200人

(年間1,500haの間伐を10年間実施するために必要な労働力を算出)

オ 事業の流れ



(3) 里山林整備事業

ア 趣旨

里山林は、地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性保全などの公益的機能を有している。また、かつては農業や日常生活において薪炭材や竹、落ち葉の採取などを継続的に利用することで維持管理されてきた。しかし、化石燃料等の利用拡大とともに利用されることによる維持管理が不十分となり、放置され樹木が覆い茂り、枯損木などの発生が目立つようになってきた。また、都市部に近い里山林は、住宅など他の用途への転用による減少傾向も危惧されている。

このため、手入れが行き届かず、放置された都市近郊の里山林について、生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮とともに、県民協働による保全活動や環境学習での活用など新しいニーズに応えていくことを目的とする。

イ 事業内容

① 里山林再生整備事業

樹木が覆い茂り枯損木の発生などが著しい里山林を健全な状態へと再生する森林整備、加えて、防災機能向上のための簡易防災施設の設置などの整備に取り組み、健全な里山林へ誘導する。

事業対象地	内 容	全体事業量
<ul style="list-style-type: none"> ・集落等周辺都市近郊の天然林等で長期間にわたって手入れのされていない森林 ・市町村森林整備計画において「森林と人の共生林」に位置づけられた森林 原則として <ul style="list-style-type: none"> ・公有林を除く ・保安林を除く(ただし、治山事業の対象とならない場合はこの限りではない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林調査、測量 ・森林整備(抜き伐り、枯損木、不要木の除去等) ・伐採木等の集積、運搬、処分 ・簡易な柵工、土留工 ・上記に附帯する事業 	箇所 63 42

② 身近な里山林整備事業

地域の特性やニーズに応じて、市町村が行う地域住民やNPO等との協働による保全活用を前提とした計画に基づく提案型の里山林の整備、あるいは手入れのされていない里山林の枯損木や不要木の抜き切り等健全化に向けた整備に対して交付金を交付する。

	事業対象地	内 容	全体事業量
提案型整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集落等周辺都市近郊の天然林等で長期間手入れのされていない森林 ・市町村森林整備計画において「森林と人の共生林」に位置づけられた森林 原則として保安林を除く(ただし、治山事業の対象とならない場合はこの限りではない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林調査、測量 ・施設整備(管理道、作業小屋、休憩所、森林整備機材等) ・住民等協働での実施が困難な森林整備 ・用地取得 ・上記に附帯する事業 	箇所 50 30

	事業対象地	内 容	全体事業量
健全化整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集落等周辺都市近郊の天然林等で長期間手入れのされていない森林 ・市町村森林整備計画において「森林と人の共生林」に位置づけられた森林 原則として <ul style="list-style-type: none"> ・公有林を除く ・保安林を除く(ただし、治山事業の対象とならない場合はこの限りではない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林調査、測量 ・森林整備(抜き伐り、間伐 枯損・不要木の除去) ・伐採木等の集積、運搬、処分 ・上記に附帯する事業 	箇所 79 120

ウ 事業主体

- ① 里山林再生整備：県
- ② 身近な里山林整備：市町村

エ 協定の締結

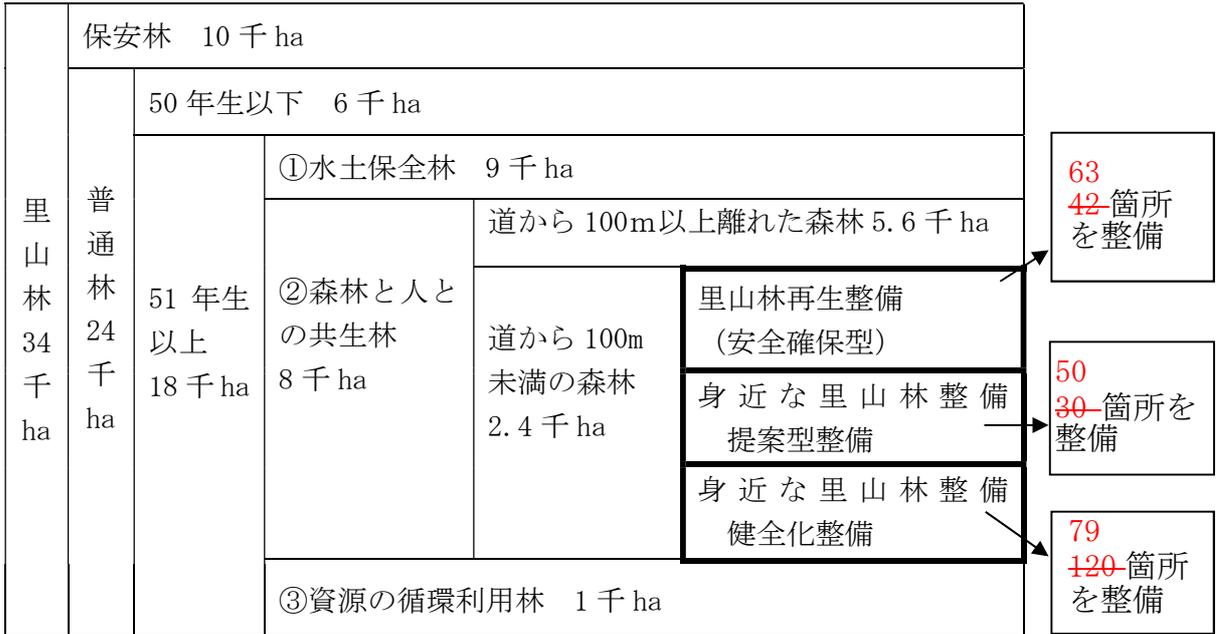
原則として森林所有者等と保全活用を趣旨とした20年間の協定を締結する。

オ 事業計画

地 域	里山林再生整備 (箇所)	身近な里山林整備	
		提案型整備 (箇所)	健全化整備 (箇所)
尾 張	18 6	11 7	37 22
知 多	5 10	12 4	2 14
西 三 河	9 6	8 6	30 29
豊田加茂	17 10	4 6	4 32
新城設楽	0	1	0
東 三 河	14 10	14 7	6 23
計	63 42	50 30	79 120

(尾張地域には名古屋市を含む)

カ 整備対象里山林の考え方

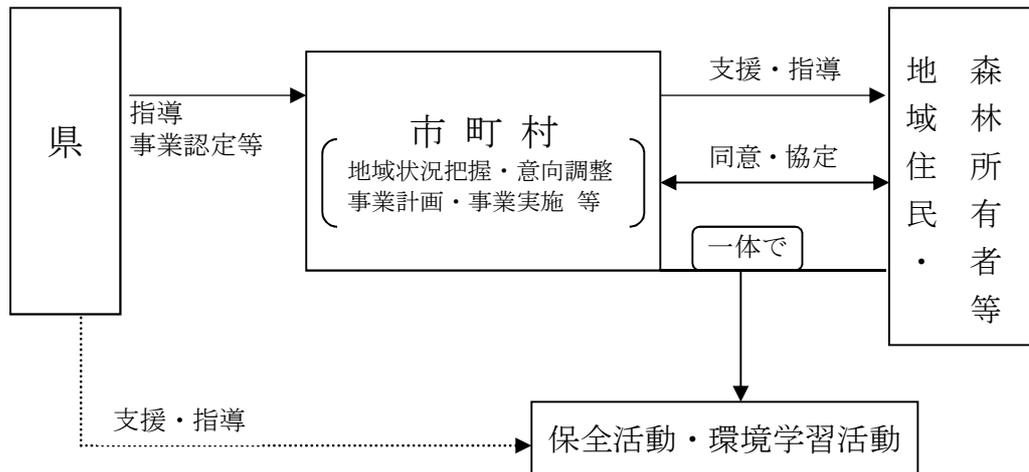


※森林法に基づく市町村森林整備計画において、重視すべき機能に応じて森林を大きく3つのタイプに区分している。(※平成24年4月1日 森林法の一部改正に伴い、森林機能区分はなくなった。)

- ①水土保全林：水源かん養、山地災害の防止を重視する森林
- ②森林と人との共生林：森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林
- ③資源の循環利用林：木材等生産機能を重視する森林

キ 事業の進め方

市町村が主体となって実施する里山林整備事業の場合

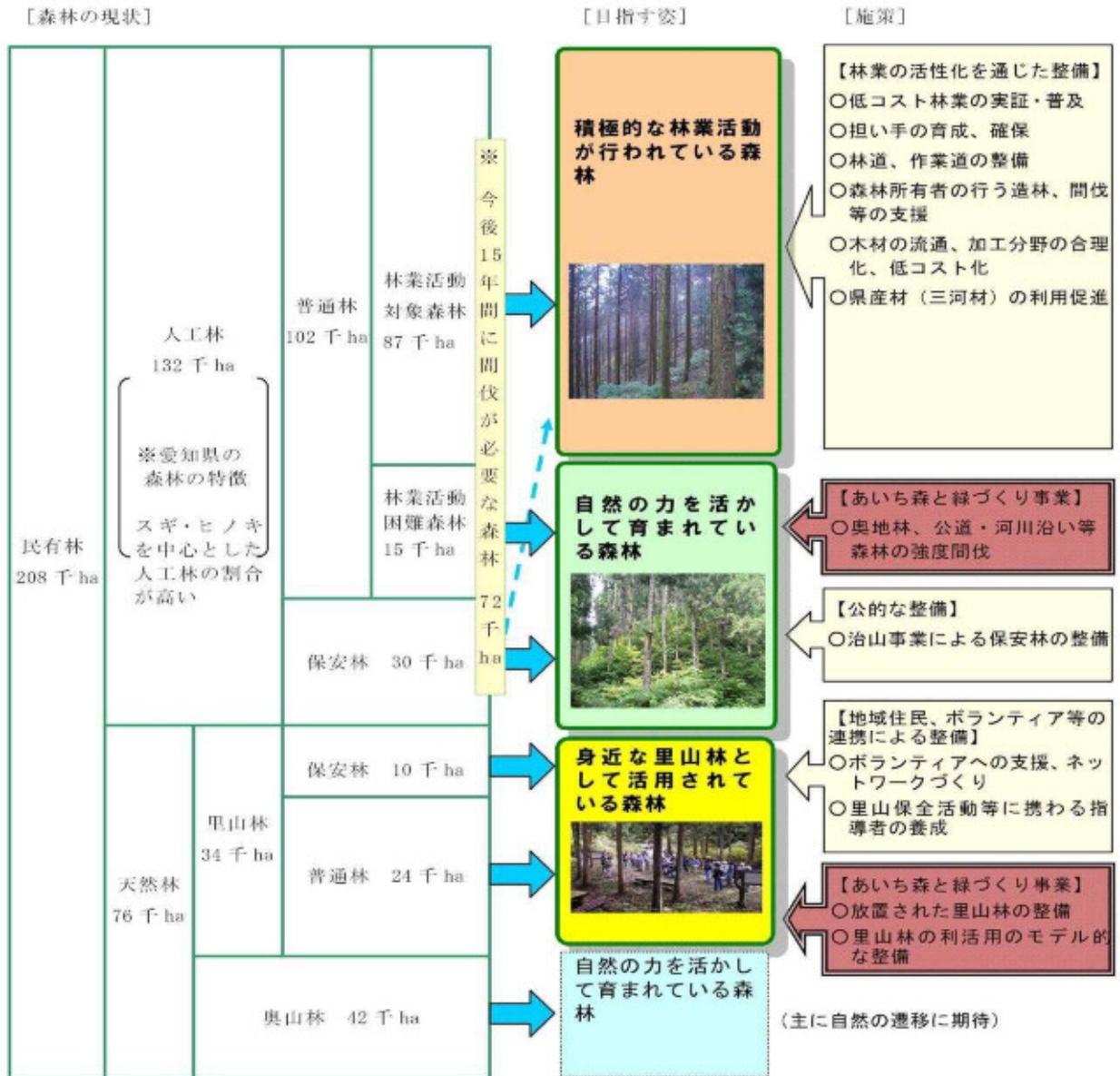


(参考資料)

愛知県の森林づくりのイメージ

所在する場所や利用の仕方に応じた多様な森林が混在し、全体として多面的機能がより強く発揮されるよう、目指す森林の姿を大きく3つに分け、それぞれに応じた施策に取り組んでいく。

あいち森と緑づくり事業による施策展開も加え、県内の森林全体が健全な状態で維持できるよう取り組んでいく。



※「今後15年間に間伐が必要な森林」は食と緑の基本計画による。

※この表の「天然林」には竹林等を含む。また「普通林」は保安林以外の森林を指す。

※この表では、都市部に隣接した地域の天然林を「里山林」とし、その他を「奥山林」としている。

(4) 都市緑化推進事業

ア 趣旨

都市の緑は、人々に潤いとやすらぎを与え健康を増進させると共に、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしている。

特に、近年では、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されている。

都市の緑は、公園や街路樹など公共施設の緑は着実に増えてきているが、市街地の大部分を占める私有地の緑の減少により緑の全体量は減少している。

このため、都市に残された私有の貴重な樹林地の公有地化、緑地の整備、私有地における屋上、壁面、敷地などの緑化促進、及び緑の空間の創出や景観形成に資する美しい並木道を再生するための助成などにより緑の保全と創出の促進を図る。

また、都市の緑化を促進するためには、県民参加による緑化推進の必要性を広く県民に理解していただくことが大切であるため、県民参加による緑化活動に対する支援も行う。

イ 事業内容

① 身近な緑づくり(124 ~~60~~箇所)

○市街化区域等の私有樹林地の市町村有地化及び緑地整備

市街化区域及びその周辺に残された保全すべき私有の既存樹林を市町村が買い取る場合、その用地費及び園路などの施設整備の一部について交付する。

○密集市街地等の私有地の市町村有地化及び緑地等の整備

密集市街地等に環境改善機能や延焼防止などの防災機能を有する新たな緑地及び緑化施設を創出する場合、その用地費及びこの緑地等の創出のために必要な植樹、園路整備、土壌改良などに要する費用の一部について交付する。

② 緑の街並み推進(私有地緑化)(1,000 ~~460~~件)

私有地の敷地又は建築物上を公開性のある緑地、優良な緑地、都市環境の向上に資する緑地など質の高い緑化(屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など)を実施する者に対し、県が市町村にその費用の一部を交付して、市町村から企業等に助成する。

③ 美しい並木道再生(145 ~~24~~箇所)

駅・公園・役場等の公共施設沿道又は近隣において、その地域の顔となる美しい並木道を再生するため、街路樹の植え替え、植樹柵の改修、土壌改良、歩道の透水性舗装等に要する費用を市町村に交付する。

④ 県民参加緑づくり(780 ~~600~~回)

○県民参加による樹林地整備や植樹等の都市の緑についての体験学習

県民参加による樹林地整備、植樹、ビオトープづくりなど都市の緑についての体験学習や緑づくり活動を市町村が実施するのに必要な費用を交付する。

また、市民団体などが都市の緑についての体験学習や緑づくり活動を実施し、

市町村が助成する場合は、その費用を市町村に交付する。

○緑の活動を実施する市民団体等育成のための講師派遣

緑の活動を実施する市民団体を育成するため、市町村が市民団体等への活動に講師を派遣する費用等を交付する。

ウ 事業主体

市町村、市民団体等

エ 事業計画

地 域	身近な 緑づくり (箇所)	緑の街並み推進 (民有地緑化) (件)	美しい 並木道再生 (箇所)	県民参加 緑づくり (回)
尾 張	79 4	830 400	90 13	480 410
西三河	34 48	115 40	15 5	195 130
東三河	11 8	55 20	40 6	105 60
計	124 60	1,000 460	145 24	780 600

(5) 環境活動・学習推進事業

ア 趣旨

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、森林、里山林、都市の緑の整備・保全を進める上では、公共を中心とした森林・里山林整備事業や都市緑化事業とともに、県民や地域との協働による取組（ローカルアクション）の広がりが重要である。

このため、近年高まっている NPO やボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、日常生活の中で次第に失われつつある森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習を支援し、その取組の一層の進展を図る。

イ 事業内容

生物多様性の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定などの多様な機能をもつ森と緑について、保全のための自発的な活動、あるいは森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成することにつながる環境学習に関する取組に要する費用を交付する。その際、多様な主体の参加により、それぞれの地域の特性や多様なニーズに応じ、地域の自主性や創造力を活かした活動として促進することが重要であることから、市町村や NPO 等を対象とした企画提案型の事業として実施する。

① 森・緑の育成活動事業

里山・里地や水辺等において、多様な生態系の保全や、ふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するため継続的に実施する事業に要する費用の一部を交付する。

例：間伐や除伐とその再利用、草刈り、植樹 等

② 森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業

前述の取組を新たに立ちあげるために必要となる事業費用の一部を交付する。

例：里山整備計画作成、保全活動協定締結 等

③ 水と緑の恵み体感事業

森林の水源涵養機能や人を始めとした生物が享受している水の恩恵を学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：水源の緑を訪ねる現地見学や生活体験を通して水と緑の恵みを学ぶエコツアー 等

④ 森林文化の体験・学習事業

山村と都市の交流を通して地域の森林文化を体験・学習する事業に要する費用の一部を交付する。

例：森林保全等で活動している河川上流域の NPO 等が培ってきた文化等を生かした学習メニューに基づく環境学習講座 等

⑤ 森林生態系保全の学習事業

森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：間伐材を利活用したビオトープ作り、森林作業体験、自然観察会、
工作教室などを通じた環境学習 等

⑥ 太陽・自然の恵み学習事業

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立つ緑（植物）の生育を通じた太陽や自然の恵みを学ぶ事業に要する費用の一部を交付する。

例：小中学校の児童・生徒を対象とした「緑の教室」（実施内容：①植物の生育実習（「緑のカーテン」設置のための種まき・生育観察等）、②植物（緑化）の恩恵と大切さに関する環境学習講座の開催） 等

⑦ 独自提案による環境保全活動・環境学習事業

創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動・環境学習事業に要する費用の一部を交付する（他の事業に該当するものを除く）。

⑧ 生態系ネットワーク形成事業

複数の主体の連携による、あいち生物多様性戦略 2020 に位置付けられた県内各地域における生き物の生息地の創出、保全、再生など、生態系ネットワーク形成に資する事業に要する費用の一部を交付する。

ウ 全体計画

87つのメニューの合計で900500件

エ 事業主体

①～⑦

市町村、NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校 等

⑧

生態系ネットワーク形成連携団体（活動地域にあった生態系ネットワークの形成を目指し活動する、大学、企業、NPO、行政等の複数の主体で構成される団体）

（6）木の香る学校づくり推進事業

ア 趣旨

県内の森林（人工林）の整備を進めていくためには、県民に対して愛知県産木材を利用することの理解を深めて、積極的に愛知県産木材を利用するように促し、県民全体で森林を支える気運を盛り上げていく必要がある。そこで、森林整備により発生する間伐材を始めとした愛知県産材を活用した木材製品の普及を図る。

イ 事業内容

森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めるため、県内の公立小中学校における児童生徒用学習机・椅子や下駄箱・ロッカー等に愛知県産木材を使用した製品を導入する際に必要となる経費の一部を交付する。

ウ 全体計画

愛知県産木材を活用した机・椅子の導入 70,000セット

（県内公立小中学校の児童生徒数（約63万人）の9分の1相当数。小中9年

間のうち1年間は木製机・椅子を使用)
愛知県産木材を活用した下駄箱・ロッカー等の導入 1,640セット

エ 事業主体

市町村

(7) 愛知県産木材利活用推進事業

ア 趣旨

県内の森林(人工林)の整備を将来にわたって継続的に進めていくためには、森林環境の改善や資源の有効活用に向けた地域の自発的な取組を促していく必要がある。

このため、間伐材の搬出促進や県産木材の利用拡大を進める地域の取組を支援し、その一層の推進を図る。

イ 事業内容

自発的な森林整備につなげるために間伐材の搬出を促進する取組や、県産木材の利用拡大の普及のために公共施設に木製ベンチを導入する取組に必要な経費の一部を交付する。

ウ 全体計画

間伐材の搬出に関する市町村の取組及び愛知県産木材を使用したベンチの導入に対する支援 80件

エ 事業主体

市町村

6 施策の効果的な推進

施策を推進するにあたっては、県の関係部局、市町村を始めとした関係機関との連携が重要であるとともに、県民の理解と協力が不可欠です。本施策を効果的に推進するための体制を整備し、事業の計画的な実施に努めていく。

ア 市町村等との連携

事業を計画的かつ効率的に実施するためには、地域の実情やそれぞれに異なる地域の意向等に沿った事業展開をする必要がある。このため、これらにより精通した市町村を始めとする地元地域の関係者と連携、調整し、協力を得ながら実施していく。

イ 庁内連絡調整会議

あいち森と緑づくり事業の計画策定・事業実施に関することやあいち森と緑づくり基金の運用に関する事などについて、庁内関係課室により構成される「あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議」を開催し、連絡調整を行い、施策の計画的な推進を図っていく。

あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議開催要領

(目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策（以下「あいち森と緑づくり事業」という。）を総合的かつ計画的に推進するためにあいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連絡調整をする。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画策定に関する事
- (2) あいち森と緑づくり基金の運用に関する事
- (3) あいち森と緑づくり委員会の開催に関する事
- (4) あいち森と緑づくり事業の実施に関する事
- (5) その他あいち森と緑づくり事業の推進に必要な事

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる庁内関係各課室により構成する。

(事務局)

第4条 会議の事務局は農林水産部農林基盤担当局森林保全課森と緑づくり推進室に置き、次の各号に掲げることを処理する。

- (1) 会議の招集、主宰
- (2) 会議に関する庶務

(その他)

第5条 この要領に定めるほか、会議の運営に必要な事項は、構成員が協議の上、定めるものとする。

(別表)

構 成 課 室 名	
総務部	税務課
環境部	環境政策課 大気環境課地球温暖化対策室 水地盤環境課 自然環境課
農林水産部	農林政策課 林務課 森林保全課 森林保全課森と緑づくり推進室
建設部	建設企画課 公園緑地課 道路維持課
教育委員会	総務課

* 構成員は、各課室の課室長をもって充てる。

ウ あいち森と緑づくり委員会

あいち森と緑づくり事業の計画、進捗及び実績の評価等の対する意見を聴取し事業の効果的な推進を図るため「あいち森と緑づくり委員会」を開催します。

委員は109名以内として、有識者、森や緑づくり活動団体の代表者の他、公募による県民の方を選任し、年3回程度開催する。

あいち森と緑づくり委員会開催要綱

(目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策（以下「あいち森と緑づくり事業」）の透明性の確保を図り、あいち森と緑づくり基金条例（平成20年愛知県条例第5号）に規定するあいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るとともに、あいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、あいち森と緑づくり委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の委員はあいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画に関すること
- (2) あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること
- (3) あいち森と緑づくり事業の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員109人以内で組織する。

2 委員は、有識者その他適当と認められる者（公募により選任された3名以内を含む）から、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。

3 会議の開催は、**施行後2年以内平成26年3月31日まで**とする。

(会議の公開等)

第6条 委員会は原則として公開とするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合

(2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合。

2 会議の傍聴方法については別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

<以下略>

附則

~~（施行期日）~~

~~1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。~~

~~（第1回目の委員会）~~

~~2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は愛知県農林水産部農林基盤担当局長が招集する。~~

7 事業実績と評価

施策の的確な推進を図るため、本計画に基づく年度別の実施計画を策定し、事業を実施していく。年度別実施計画の策定のあたっては市町村を始め関係機関と調整のうえ、あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議において検討し、あいち森と緑づくり委員会の意見を聞きながら進めていく。

また、「あいち森と緑づくり税」の用途を明確化するとともに、事業実績及び全体計画に対する事業の進捗状況並びに事業実績の評価についても、庁内連絡調整会議において検討し、あいち森と緑づくり委員会の意見を聞いたうえで適正に管理する。

評価の項目としては、事業計画に対する実績数量としてのアウトプットと、事業実施による成果であるアウトカムを考える必要がある。

アウトプットについては、整備された森林の面積、緑地面積、NPO等の活動実績など計画数量に対する実績により、その進捗を管理する。

アウトカムについては、県民意識の変化や理解度、公益的機能の向上の度合い、森と緑の質的向上や県民への寄与度などが考えられるが、これらの項目については、評価ができるまでに相当の年月を要するものもある。このため、実効性や有効性を考慮し、事業毎に評価方法を定めるものとする。

これらの状況については、インターネットなどを利用して公開していく。

あいち森と緑づくり税条例

平成二十年愛知県条例第2号

(目的)

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十一年度から平成~~三十三~~~~十五~~年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十一年四月一日から平成~~三十一~~~~三十六~~年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第2号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第5号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成二十六年度から平成三十三年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十二条の六」とあるのは、「第四十二条の六及び附則第二十四条の五」とする。

<以下略>

~~附 則~~

~~この条例は、公布の日から施行する。~~

あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年愛知県条例第5号

(設置)

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第2号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。